3　締約国は、強制失踪が自国の刑事法上の犯罪を構成することを確保するために必要な措置をとる。（第四条関係）

4　締約国は、強制失踪犯罪について、その極度の重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。（第七条関係）

5　締約国は、強制失踪犯罪が自国の管轄の下にある領域内等で行われる場合及び容疑者が自国の国民である場合等において、これらの犯罪についての裁判権を行使する自国の権限を設定するために必要な措置をとる。容疑者が自国の管轄の下にある領域内に所在する場合において、他の国に対して当該容疑者についての犯罪人引渡しを行わず、かつ、国際刑事法廷に対して当該容疑者の引渡しを行わないときは、強制失踪犯罪についての裁判権を行使する自国の権限を設定するために必要な措置をとる。（第九条関係）

6　強制失踪犯罪の容疑者が自国の管轄の下にある領域内で発見された締約国は、他の国に対して当該容疑者についての犯罪人引渡しを行わず、かつ、国際刑事法廷に対して当該容疑者の引渡しを行わない場合には、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。（第一一条関係）

7　条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、他の締約国から犯罪人引渡し請求を受けた場合には、この条約を強制失踪犯罪についての犯罪人引渡しに必要な法的根拠とみなすことができる。条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、相互間で強制失踪犯罪を引渡犯罪と認める。（第一三条関係）

8　締約国は、自国の法令において、自由のはく奪を命ずるための条件を定める。また、自由をはく奪された者に関する一又は二以上の最新の公的な登録簿又は記録を取りまとめ、及び保管することを確保する。（第一七条関係）

9　被害者が、強制失踪の状況に関する真実、調査の進展及び結果並びに失踪者の消息を知る権利を有する。（第二四条関係）

10　締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置に関する報告を、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に強制失踪に関する委員会に提出する。（第二九条関係）

政　令

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百四十五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第九号）附則ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十三年一月一日とする。

外務大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　菅　**直**人

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百四十六号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。